

昭和二十四年通商産業省令第七十七号

輸入貿易管理規則

外国為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百一十八号）および輸入貿易及び対外支払管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）を実施するため、輸入貿易および貿易関係支払管理規則を次のように制定する。

（公表の方法）

第一条 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による経済産業大臣の公表は、官報、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによつて行う。

（承認の手続等）

第二条 貨物を輸入しようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による申請書を経済産業大臣（第一号ニ及び第二号に掲げる場合であつて、令第十八条第二号の規定に係る延長については税関長）に提出しなければならない。

一 次のイからニまでに掲げる輸入の承認を受けようとする者 それぞれイからニまでに掲げる申請書

イ 令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書二通

ロ 令第九条第一項の規定による輸入割当を受けた者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書二通及び次項第三号の輸入割当証明書（ただし、割当数量（令第九条第二項ただし書に規定する場合には、割当額。以下同じ。）の一部について輸入の承認を受けようとするとき（割当数量のうちに輸入の承認を受けない部分があつた場合において、当該部分の全部について輸入の承認を受けようとする。）は、輸入割当証明書を提示し、その写し一通を提出するものとする。）

ハ 令第九条第一項の規定による輸入割当を受けた者 别表第一で定める様式による輸入の承認を除く。）を受けようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認・割当申請書二通

ニ 第五条に規定する貨物を輸入しようとする者 别表第一で定める様式による輸入承認申請書二通（令第九条第一項の規定による輸入割当を受けた者に申請をしようとする者にあつては、次項第三号の輸入割当証明書（ただし、割当数量の一部について輸入の承認を受けようとするとき（割当数量のうちに輸入の承認を受けない部分があつた場合において、当該部分の全部について輸入の承認を受けようとするときを除く。）は、輸入割当証明書を提示し、その写し一通を提出するものとする。）を添えて提出しなければならない。）

二 令第五条第二項の規定による有効期間の延長をしようとする者 輸入承認証及び理由を記載した書面

三 令第九条第一項の規定による輸入割当を受けようとする者 别表第一で定める様式による輸入割当申請書三通（经济産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）

四 令第九条第一項ただし書の規定による確認を受けようとする者 别表第一で定める様式による輸入承認申請書三通に理由を記載した書面、当該委託を受けたことを証する書類並びに当該委託に係る輸入割当証明書及びその写し一通

二 経済産業大臣（前項第一号ニ及び前項第二号に掲げる場合であつて、令第十八条第二号の規定に係る延長については税関長）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書類を申請者に交付するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる申請について承認を行つたとき 輸入割当証明書及び輸入承認証

イ 前項第一号イ、ロ及びニの申請について承認を行つたとき 輸入承認証として申請書のうち一通

ロ 前項第一号ハの申請について割当て及び承認を行つたとき 輸入割当証明書及び輸入承認証として申請書のうち一通

二 前項第二号の申請について延長を行つたとき 延長を行つた旨を記入した当該輸入承認証

三 前項第三号の申請について割当てを行つたとき 輸入割当証明書として申請書のうち一通

四 前項第四号の申請について確認を行つたとき 委託輸入確認証として申請書のうち二通

三 経済産業大臣は、令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けた者が当該輸入承認証を必要としなくなつたときは、その有効期間が満了する日までに貨物の輸入を行わなかつたときは、その者に当該輸入承認証の提出を求めることができる。

四 第二項第三号の輸入割当証明書は、その交付の日から四箇月（経済産業大臣がこれと異なる期間を定めたときは、その期間）以内に当該交付に係る貨物について、第一項第一号ロ又はニの規定により輸入承認申請書の提出又は次項第一項第一号ロの規定により輸入承認申請様式に記載すべき事項が、出入力装置（次項各号に掲げる申請をする者の使用に係るものであつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）からべき事がなされないときは、その効力を失つものとする。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めてその期間を延長したときは、この限りでない。

五 第二項第三号の輸入割当証明書の交付を受けた者が、その交付に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなつたときは、遅滞なく、当該輸入割当証明書に希望しない割当数量を記入して経済産業大臣に返還しなければならない。

（電子情報処理組織を使用した承認の手続等）

第二条の二 次の各号に掲げる者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる者の使用に係る特定入出力装置から入力しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる輸入の承認を受けようとする者（第五条に規定する貨物の輸入についての承認を除く。）それぞれイからハまでに掲げる事項

イ 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）を受けようとする者 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

ロ 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）及び令第九条第一項の規定による輸入割当を受けた者に係る承認に限る。）専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

ハ 令第九条第一項の規定による輸入の承認（前項第一号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める貨物の輸入についての承認を除く。）を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

二 令第五条第二項の規定による有効期間の延長（令第十八条第二号の規定に係る延長を除く。）をしようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認内容訂正申請様式に記載すべき事項

三 令第九条第一項の規定による輸入割当を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

四 令第九条第一項ただし書の規定による確認を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項第四号の申請を行う場合には、理由又は理由を記載した書面及び当該委託を受けたことを確認できる情報又は当該事実を証する書類を、特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は経済産業大臣に提出しなければならない。

- 3 経済産業大臣は、第一項第四号の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受けるまでの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。
- 4 経済産業大臣は、第一項各号の申請について承認、割当て又は確認を行つたときは、別表第二で定める様式による輸入承認証・輸入割当証明書に記載すべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 5 経済産業大臣は、第一項各号の申請について承認、割当て又は確認を行つた場合において、申請者の求めがあつたときは、前項の規定にかかるらず、別表第二で定める様式による輸入承認証・輸入割当証明書にその旨を記入し、申請者に交付するものとする。
- 6 第一項第三号の申請についての割当には、その記録又は交付の日から四箇月（経済産業大臣がこれと異なる期間を定めたときは、その期間）以内に当該記録又は交付に係る貨物について、第一項第一号ロの規定により輸入承認申請様式に記載すべき事項が、特定出入力装置からの入力又は前条第一項第一号ロ若しくは二の規定により輸入承認申請書の提出がなされないとときは、その効力を失うものとする。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めてその期間を延長したときは、この限りでない。
- 7 第一項第三号の申請について割当てを受けた者が、その記録に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなつたときは、遅滞なく、その旨及び希望しない割当数量を書面に記入して経済産業大臣に提出しなければならない。
- （申請者の届出）
- 第二条の三** 前条第一項に規定する入力は、別表第三で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならぬ。
- 2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定出入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。
- 4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十一年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。
- （特別の承認の申請手続等）
- 第二条の四** 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続により、この省令の規定にかかるらず、特別な手続を定めることができる。
- 一 令第四条第一項の規定による経済産業大臣への届出の手続
- 二 令第九条第一項の規定による経済産業大臣の割当を受ける手続
- 三 第二条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続
- 第三条** 令第四条第三項の経済産業省令で定めるところによりする輸入は、次に適合するものとする。
- 一 当該委託加工貿易契約による貨物の輸出について輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第二号の規定による承認を受けた日から一年以内にする輸入であること。
- 二 経済産業大臣が定める品目の又は経済産業大臣の定める船積地域からの貨物の輸入でないこと。
- （経済産業大臣に対する税関の通知）
- 第四条** 税関は、令第十五条第二項の規定により、速やかに、経済産業大臣が告示で定める貨物について、次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、絏済産業大臣が

当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略せることができる。

一 貨物の輸入者の氏名又は名称及び住所

二 貨物の荷送人の氏名又は名称

三 貨物の原産地及び船積地域

四 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録番号

五 貨物の品名、数量及び価格

六 前号の価格の決定に關係がある契約の条件

七 貨物の代金を表示する通貨の種類

八 前号に掲げる事項のほか、経済産業大臣が告示で定める事項

（権限の委任）

第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。

第六条 経済産業大臣は、法第五十三条第二項の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

（法令の違反に対する制裁の通知）

この省令は、昭和二十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年三月三日通商産業省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年六月三〇日通商産業省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年八月一五日通商産業省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年一月二十五日通商産業省令第九五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、昭和二十五年十一月一日から施行する。

附 則（昭和二六年四月一九日通商産業省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年一〇月一〇日通商産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条第八項、別表第一、別表第三および別表第四の改正規定は、同年十月十五日から施行する。

附 則（昭和二六年一月二八日通商産業省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年四月一一日通商産業省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年一月一二日通商産業省令第八五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和二十七年十一月十五日から施行する。

附 則（昭和二八年一月八日通商産業省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年二月一一日通商産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

1	附 則（昭和二十九年三月一三日通商産業省令第五号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和二九年四月一〇日通商産業省令第一八号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和二九年五月一一日通商産業省令第二一號）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和三〇年三月二十五日通商産業省令第二二号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和三〇年三月二九日通商産業省令第二一號）抄	この省令は、昭和三十年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和三〇年六月一三日通商産業省令第二八号）抄	この省令は、昭和三十年七月一日から施行する。
1	附 則（昭和三一年四月一九日通商産業省令第一一號）抄	この省令は、昭和三十一年四月二十三日から施行する。
1	附 則（昭和三一年四月十五日通商産業省令第六〇号）抄	この省令は、昭和三十一年十一月十六日から施行する。
1	附 則（昭和三五年三月三一日通商産業省令第三八号）抄	この省令の施行前に、改正前の省令の規定に基いて行つた税関長の承認については、改正前の省令の規定は、なおその効力を有する。
1	附 則（昭和三五年四月一〇日通商産業省令第五六号）抄	この省令は、昭和三十五年七月一日から施行する。
1	附 則（昭和三五年六月三〇日通商産業省令第六六号）抄	この省令は、昭和三十三年十一月十五日から施行する。
1	附 則（昭和三五年三月一二月一三日通商産業省令第一〇七号）抄	この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和三八年一〇月二八日通商産業省令第一五号）抄	この省令は、昭和三十五年十月十日から施行する。
1	附 則（昭和三六年六月一五日通商産業省令第五一號）抄	この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。
1	附 則（昭和三八年三月二八日通商産業省令第三八号）抄	この省令は、昭和三十八年四月十日から施行する。
1	附 則（昭和三八年四月一〇日通商産業省令第七五号）抄	この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和三九年三月三二日通商産業省令第一二号）抄	この省令は、昭和三十九年九月六日から施行する。
1	附 則（昭和四一年一月二三日通商産業省令第六二号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四四年七月一八日通商産業省令第六二号）抄	この省令は、昭和四十二年三月一日から施行する。
1	附 則（昭和四四年七月一一日通商産業省令第二一號）抄	この省令は、昭和四十四年八月一日から施行する。
1	附 則（昭和四四年一二月一四日通商産業省令第一〇六号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四七年一月四日通商産業省令第一号）抄	この省令は、昭和四七年一月四日から施行する。

1	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四七年七月一日通商産業省令第七五号）抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四七年八月一八日通商産業省令第九九号）抄
1	この省令は、昭和四十七年九月一日から施行する。
1	附 則（昭和四七年九月三〇日通商産業省令第六五号）抄
1	この省令は、昭和五十二年九月一日から施行する。
1	附 則（昭和五八年七月一二日通商産業省令第五五号）抄
1	この省令は、昭和五十三年七月一日から施行する。
1	附 則（昭和五八年七月二七日通商産業省令第五五号）抄
1	この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。
1	附 則（昭和五八年三月三一日通商産業省令第一一號）抄
1	この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
1	附 則（昭和五八年六月一九日通商産業省令第六三号）抄
1	この省令は、輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。
1	附 則（昭和五九年三月三一日通商産業省令第四六号）抄
1	この省令は、昭和五十九年三月三一日から施行する。
2	改正前の別表第一の様式は、当分の間、改正後の別表第一の様式に代えて使用することができます。
2	附 則（昭和五九年一月二九日通商産業省令第六四号）抄
1	この省令は、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。
1	附 則（昭和六〇年五月一日通商産業省令第一七号）抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
2	改正前の輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができます。
2	附 則（昭和六一年二月一四日通商産業省令第四四号）抄
1	この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。
1	附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四二号）抄
1	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
	（経過措置）
2	第二条 第一条の規定による改正前の別表第四で定める様式による輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
2	改正前の別表第四で定める様式による輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
1	この省令は、平成元年八月十五日から施行する。
1	附 則（平成元年八月一〇日通商産業省令第八九号）抄
1	この省令は、平成七年一月一日から施行する。
1	附 則（平成八年八月二九日通商産業省令第六一號）抄
1	この省令は、平成八年九月十三日から施行する。

による証票については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票を取り繕い使用することができる。

別表第一

別表第一
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入(承認・割当)申請書

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名_____
住所_____ 資格_____
電話番号_____ 申請年月日_____

次の(△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項)
(△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項)の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
					総額(US\$)
備考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号_____
	※期間満了日_____

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を割り当てる、割り当てない・次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定
上記「I 申請の明細」欄中 [1] [2] [] の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※延長後有効期間満了日
※承認番号_____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき
承認する・承認しない・次の条件を付して承認する

※条件

経済産業大臣の記名押印(輸入割当て)
経済産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

日付_____ 日付_____

資格_____ 資格_____

記名押印_____ 記名押印_____

(裏面)

1 ※輸入承認状況(輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量(金額)	未承認数量(金額)	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通関(輸入承認関係)

税関申告番号及び申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日及び税關押印

別表第三

3 ※銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄(輸入承認関係)

送金年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。
(2) 「開税率表の番号等」欄には、開税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。
(3) 用紙の大きさは、A4判とすること。
(4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

別表第二 (平12通産令24・追加、平12通産令202・一部改正)		根拠法規 主務官庁	輸入貿易管理規則 経済産業省		
輸入承認証・輸入割当証明書					
申請者名	氏名				
住所	資格				
電話番号	申請年月日				
I 輸入の承認・輸入割当ての明細					
1 關税率 等の番号等	2 商品名	3 型及び 銘柄	4 原産地	5 船積地 (船積港)	数量及び単位 (金額)
總額 (U S \$)					
備考					
II 輸入割当て					
割当数量及び単位 (割当額)			証明書番号 _____ 期間満了日 _____		
経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定					
上記「I 輸入割当ての明細」欄中 [12] の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。					
III 輸入の承認					
輸入割当証明書の日付及び番号					
承認番号 _____			延長後有効期間満了日 _____		
有効期間満了日 _____					

上記Ⅰの輸入は、

条件

経済産業大臣の記名押印(輸入割当て) 経済産業大臣又は税関長の記名押印
(輸入の承認)

日付 _____ 日付 _____

資格 _____ 資格 _____

記名押印 _____ 記名押印 _____

1 輸入承認状況(輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量(金額)	未承認数量(金額)	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 通関(輸入承認関係)

税關申告番号及び申告年月日	商品名	送致状量	送金額	通數	通量	通金額	許可又は承認月日及び税關押印	備考

別表第三

別表第三 (平21経産令06・全般、平22経産令6・令2経令02・一部改正)

根拠法規	輸入貿易管理規則第2条の3
主務官庁	経済産業省

申請者届出書

経済産業大臣殿

年月日

輸入貿易管理規則第2条の3の規定により、下記のとおり(△登録)(△変更)(△廃止)に係る事項を届け出ます。

届出者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住所

NACCS利用者ID

フリガナ					
名称(会社名)					
郵便番号	一	二	三		
フリガナ					
住所					
フリガナ	役職	会員登録	会員登録		
氏名					
電話番号	()	一	FAX番号	()	一
電子メールアドレス					
JASTPROコード					
NACCS利用者ID					
備考					

注 (1) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。

- (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。
 (3) 特定手続等を行おうとする者を複数届ける場合には、次葉を使用して下さい。
 (被委任者用)

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() -
電子メールアドレス		FAX番号	() -
郵便番号	〒		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() -
電子メールアドレス		FAX番号	() -
郵便番号	〒		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() -
電子メールアドレス		FAX番号	() -
郵便番号	〒		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。